

産業廃棄物処分業許可証

住所 名古屋市港区十一屋二丁目135番地  
氏名 株式会社松山商店  
〔法人にあつては名称〕 代表取締役 金沢 秀男 様  
及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する

名古屋市長 河村 たかし



許可の年月日 平成 30年 9月 30日

許可の有効年月日 平成 35年 9月 29日

1. 事業の範囲

(1)中間処理（切断）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）

以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(2)中間処理（圧縮）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）

以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(3)中間処理（破碎・選別）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）

以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1)切断施設

設置場所 名古屋市港区十一屋二丁目121番外12筆

設置年月日 昭和62年 6月 25日

処理能力 204 t/日（8時間）

(2)圧縮施設

設置場所 名古屋市港区十一屋二丁目135番外2筆

設置年月日 平成11年 2月 1日

処理能力 48 t/日（8時間）

(3)破碎・選別施設

設置場所 名古屋市港区十一屋二丁目118番外1筆

設置年月日 平成11年12月10日

処理能力 32 t/日（8時間）

（裏面に続く）